

## 県営住宅入居者募集

### ●募集戸数等

団地名	一般	優先	間取り	单身
古開作	1戸	—	3DK	×
平原	1戸	—	3DK	×
叶松	1戸	1戸	3DK	×
本山	1戸	—	3DK	×
桜山	1戸	1戸	3DK	×
第二古開作	1戸	1戸	3DK	×
萩原	1戸	—	3DK	×
杣尻	1戸	—	3DK	×

※優先枠は、高齢者、障がい者、母(父)子世帯等の人で、一定の要件を満たす人が対象です。

●家賃 月額 13,300 円～

●駐車場使用料 月額 200 円～

●申込期間

8月20日(木)～31日(月)(消印有効)

●問い合わせ・申込先

〒755-0033

宇部市琴芝町一丁目 1-50

(一財)山口県施設管理財団

宇部支所 (☎ 37-0878)

## 市民意見公募制度(パブリックコメント)意見を募集します

### ■山陽小野田市公共施設個別施設計画(案)

市が所有する公共施設の多くは老朽化が進んでおり、これから一斉に更新時期を迎えようとしています。この計画は、人口減少や高齢化の進展により、公共施設の利用需要が変化していくこと等を踏まえ、公共施設の数および規模を最適化し、中長期的な維持管理等にかかるコストの縮減および平準化を進めるために、施設ごとの取組の方向性をまとめたものです。

●募集期限 8月31日(月)(必着)

●意見を提出できる人 市内に在住する人、市内に事務所(事業所)を有する個人・法人・団体、市内に勤務または通学する人

●閲覧場所 企画課、山陽総合事務所、南支所、埴生支所、公園通出張所、厚陽出張所

※市ホームページからも閲覧できます。

●意見の提出方法 郵送、FAX、持参、E-mailで提出してください。また、書面の様式は任意としますが、住所、氏名(ふりがな)または団体の名称、代表者氏名、事務所の所在地および電話番号を明記してください。

※住所・氏名等が公表されることはありません。

●意見等の公表 いただいた意見等は、内容を検討し、市としての考え方を示したうえで公表します。ただし、賛否のみを記した意見、当該計画の内容に合致しない意見、住所・氏名等を記していない意見等は公表しません。なお、類似の意見は、まとめて公表することがあります。また、提出された意見等に対する個別の回答はしません。

●問い合わせ・意見の提出先

〒756-8601 山陽小野田市役所 企画課

(☎ 82-1130 FAX 83-2604) kikaku@city.sanyo-onoda.lg.jp

## 市営霊園・墓地区画の貸し出し

●対象 市内に本籍または住所を有し、使用許可後2年以内に焼骨の埋蔵またはこれに伴う墓碑を建立する人  
※他の墓地からの改葬を含みます。

●貸出霊園・墓地

	小野田霊園			南墓地公園	東墓地公園
所在地	大字小野田 11383 番 7			大字津布田 10137 番 59 他	大字厚狭 10026 番 5
貸出区画数	返還区画 25 区画	返還区画 4 区画	返還区画 2 区画	返還区画 10 区画	返還区画 3 区画
区画面積	4m <sup>2</sup>	6m <sup>2</sup>	9m <sup>2</sup>	4.62m <sup>2</sup>	4.14m <sup>2</sup>
永代使用料 <sup>①</sup>	148,000 円	148,000 円	148,000 円	230,000 円	180,000 円
永代管理料 <sup>②</sup>	53,480 円	80,220 円	120,330 円	61,769 円	55,351 円
合計額 <sup>①+②</sup>	201,480 円	228,220 円	268,330 円	291,769 円	235,351 円

※決定者には、墓地使用許可証を交付する際に永代使用料および永代管理料を一括で納入していただきます。

●申込期限 8月31日(月)(申込多数の場合は抽選)

●申請方法 環境課、山陽総合事務所地域活性化室、南支所、埴生支所に備え付けの「墓地使用許可申請書」に記入し、本籍表示のある使用者の住民票を添えて環境課に提出

※申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

●問い合わせ・提出先 環境課 (☎ 82-1143)